

児童手当・特例給付 受給事由消滅届

敦賀市長 殿

下記のとおり、児童手当・特例給付受給事由が消滅したのでお届けします。

受付印

○太枠内の事項について楷書で正確に記入すること。		提出年月日	
		令和 年 月 日	
受給者	フリガナ		
	氏名	電話番号	(携帯電話等転出後も連絡のとれる電話番号) - -
	住所	生年月日	年 月 日
	転出先住所 (転出の場合)		
支給要件児童	① 氏名	⑤ 氏名	
	② 氏名	⑥ 氏名	
	③ 氏名	⑦ 氏名	
	④ 氏名	⑧ 氏名	
受給消滅事由	<input type="checkbox"/> 受給者が敦賀市外(国外含む)へ転出したため。		
	<input type="checkbox"/> 支給対象となる児童と監護及び生計(同一もしくは維持)関係がなくなったため。		
	<input type="checkbox"/> 未成年後見人、父母指定者(児童の生計を維持する父母等の帰国)でなくなったため。		
	<input type="checkbox"/> 受給者または支給対象となる児童が死亡したため。		
	<input type="checkbox"/> 里親等への委託又は児童福祉施設等への入所のため。		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
消滅事由発生年月日 (転出者においては転出予定日)		令和 年 月 日	敦賀市からの支給 (消滅事由発生年月分まで)
		令和 年 月分まで	

「転出」にかかる児童手当の手続についてのご案内

○受給者の方へ

転出先の担当課にて、児童手当の受給資格認定請求を転出予定日から15日以内に行ってください。

手続が遅れますと転出先での児童手当の支給開始が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

また、敦賀市からは転出予定年月分まで支給(後日支払通知送付)されますので、支払日までに敦賀市からの振込口座を解約される場合は、児童家庭課にごさいます「口座振替依頼書」を提出してください。

※「口座振替依頼書」は敦賀市役所HPからダウンロードできますので、郵送で提出いただいても結構です。

★受給資格認定請求手続に必要なもの(①～③は必須、④は該当者のみ) ※詳しくは転出先の担当課にお問合せください。

①認定請求者の振込先の通帳 ②認定請求者の健康保険証

③認定請求者、配偶者の個人番号が分かるもの(個人番号カード、個人番号通知等)

→認定請求者が手続きする場合 認定請求者の本人確認書類(個人番号カード、運転免許証等)も併せて必要です。

→代理人(配偶者、祖父母等)が手続きする場合

代理人の本人確認ができるもの(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)、

代理人であることが確認できるもの(委任状、認定請求者の健康保険証等)が併せて必要です。

④単身赴任等により住民票上の住所が養育する児童と別になる場合は、別居となる児童の個人番号が分かるもの

○転出先の事務担当者の方へ

上記児童手当受給者が貴市区町村へ転入されますので、お手続きをよろしくお願いいたします。

※事務処理欄		敦賀市役所福祉保健部児童家庭課		
		電 話：0770-22-8125 (直通)		
備考		認定番号	入 力	確 認